



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



第275号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

徹底抗戦

夏の風物詩・かごしま錦江湾サマーナイト大花火大会は、8月20日、3年ぶりに復活し、夜空は1万5,000発の花火で彩られました。コロナ終息を願う5,670（コロナゼロ）発の連続打ち上げ花火で大会を締めくくりました。夏休みやお盆で人の流れが増えたことなどで、20日発表の県内感染者は4,000人を連日超えていて、すでに医療逼迫度合いが警戒レベル3に達していました。そんな中での大花火大会の開催が、感染爆発につながらないようにと願うばかりでした。

第2次岸田内閣が、8月10日発足しました。急激な物価高騰や第7波へと長引くコロナ対策、ロシアの侵攻から6ヶ月たちウクライナの徹底抗戦による日本経済への影響、台湾有事による日米安保条約への危惧など、岸田内閣は数々の悩ましい問題を抱えています。内閣の人事を急ぎ、諸有事に備えた実務重視型体制を整えることが喫緊の課題でした。旧統一教会と自民党との関わりが取り沙汰されて、内閣支持率が急降下して、早急に人心一新を図る必要があると判断したことも内閣改造の理由とされました。新内閣の閣僚からも旧統一教会との接点が続々と露呈して、弁明に迫られました。攻める立憲民主党の議員にも多数の関わりが判明して、政界あげての釈明会見となっています。

7月末の米中電話首脳会談で、“火遊びすれば必ず焼け死ぬ”と、中国の習近平国家主席がバイデン米国大統領に、ペロシ米下院議長の台湾訪問に強く警告していました。それでも8月2日ペロシ氏は現職下院議長として、25年ぶりとなる台湾訪問を強行しました。メンツを潰されたかたちの中国は、猛反発して大規模な軍事演習を行うなど圧力を強めました。演習では、台湾を取り囲む形で設定され、現実の武力侵攻の想定に近いものを見せて、世界最先端の軍事大国の実力を誇示するものとなりました。沖縄に米軍基地があって、台湾有事は日本有事となるだけに、台湾統一を“核心”とする中国と、どのように向きあっていくのか逃げては通れない道程となっています。

ウクライナ侵攻でプーチン大統領は、核兵器の使用をちらつかせて、核保有国の脅威を世界に知らしめたのです。

目次

ごあいさつ “徹底抗戦”	…1P
税務カレンダー	…2P
2022年9月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当：出口 裕隆	…3P
会計・税務のQ&A！	
“所有者不明土地の解消に関する法改正”	…4・5P
【インボイス制度】免税事業者やその取引先の対応Q&A	…6P
お客様情報 “Yメンタルクリニック 新規開院”	…7P
第19回 KSCセミナーのご案内(インボイス制度)	…7P
随想 “『お留守の神様』 上川路 美恵野”	…8P

ウクライナ情勢で高まる核危機の中で開かれた核拡散防止条約（NPT）再検討会議は、8月26日ロシア1カ国の反対で、全会一致でつくる最終文書採択できず決裂して閉幕しました。核の脅威を排除する役割を果たせず、NPT体制への信頼が失われてしまいました。世界唯一の被爆国日本の非核保有国と核保有国との橋渡しの役割がさらに重要となっています。

80年を越えるプロ野球の歴史で、5打席連続本塁打の偉業が生まれました。ヤクルトの村上宗隆は王・掛布等の歴代の強打者の偉大な記録を22歳で乗り越えました。打点・打率も首位に立ち、令和初の三冠王誕生が現実味を帯びてきました。

女子ゴルフの楽天スーパー・レディースで郷土出身の勝みなみが、今季初勝利を飾りました。圧巻だったのは、4日間72ホールをノーボギーで回ったことです。記録が残る1990年以降で初の快挙となりました。最年少の15歳でツアー制覇した実績を持ち、攻撃的なプレーが持ち味でした。堅実さを増した快挙は、ひと回り成長した証しともいえます。

大リーガー大谷翔平が8月10日念願の10勝目の勝ち投手になりました。伝説の名選手ペーブ・ルース以来104年ぶりとなる“2桁勝利、2桁本塁打”を達成しました。快挙達成に大谷翔平は、「単純に二つやっている人がいなかっただけ」と謙虚に語っていました。（令和4年9月吉日）

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2022年9月

〈7月決算会社申告書提出〉

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12 	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30 	10/1

9月30日まで

- 7月決算法人の確定申告
- 1月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



9月12日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付



2022年10月

〈8月決算会社申告書提出〉

10月31日まで

- 8月決算法人の確定申告
- 2月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 1月決算法人 第3四半期分
 - 2月決算法人 第2四半期分
 - 5月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

10月11日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

10月17日まで

- 特別農業所得者への
予定納税基準額等の通知

10月中において都道府県・市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税および市町村民税の第3期分の納付

2022年9月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！



中間決算の検討

□ 3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

□ 年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

□ 実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「魚釣り」

今月の担当：経営支援部 出口 裕隆

ここ最近では、コロナ禍で3密を回避できるアウトドアレジャーとして、釣りを楽しむ人が増加していると聞きますが、私の趣味はコロナ禍前から魚釣りです。

魚釣りと言っても、瀬渡しなどの本格的なものではなく、堤防釣りです。

主に、南さつま市加世田の小湊や笠沙町の野間池などによく出かけております。

チヌ(クロダイ)やグレ(メジナ)が釣れば良いなと思って釣りをしていますが、堤防からは、なかなか釣れる物では無く、ボウ

ス(釣果0)の日もかなりあります。

釣れなくても良いのです。自然と触れ合いながら、景色やウキを眺めていると余計な事を考えないで時間を過ごせる所が良いのです。

しかし、釣れた時の魚の引きは釣りの楽しさで、”また釣りに行きたい”と思わせてくれます。

夏場は暑くて、足が遠退いてますが、秋に向けて本格的に釣りシーズン到来なので、足繁く通いたいと思っております。



南さつま市HPより

会計・税務のQ&A!



テーマ『所有者不明土地の解消に関する法改正』

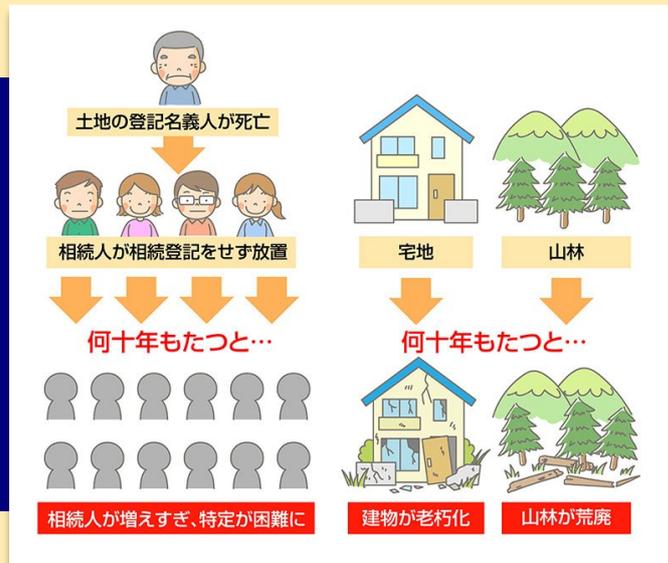
土地の相続などの際に所有者についての登記が行われないなどの理由で、誰が所有者なのか分からない**所有者不明土地**が増えています。所有者不明土地の面積は、九州よりも広く、国土の約24%に上ります。この問題の解消のために、所有者不明土地の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から、民法の見直しが進められており、令和5年4月から段階的に施行されます。今回は**令和5年4月1日に施行される土地・建物等の利用に関する民法の見直し**について詳しく見ていきたいと思ひます。

所有者不明土地とは・・・

- 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地

所有者の検索
困難(時間、費用)

土地利用の
阻害要因



解消のための見直し

1

土地・建物等の利用に関する民法の見直し (利用の円滑化)

令和5年4月1日施行

- ① 財産管理制度の見直し
- ② 共有制度の見直し
- ③ 相隣関係規定の見直し
- ④ 相続制度の見直し

P5
詳細

2

土地を手放すための制度の創設 (発生予防)

令和5年4月27日施行

- 相続土地国庫帰属制度の創設

3

登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し (発生予防)

令和6年4月1日施行

- ① 相続登記の申請義務化
- 令和8年4月までに施行
- ② 住所等の変更登記の申請義務化

1 土地・建物等の利用に関する民法の見直し (利用の円滑化)

令和5年4月1日施行

① 財産管理制度の見直し →所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設

所有者が不明であったり、所有者による管理が適切にされていない土地・建物を対象に、個々の土地・建物の管理に特化した財産管理制度が新たに設けられました。

所有者不明土地・建物の管理制度・・・調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、その土地・建物の管理を行う**管理人**を選任してもらうことができる
→**管理人は裁判所の許可を得れば、所有者不明土地の売却等も可能**

管理不全状態にある土地・建物の管理制度・・・所有者による管理が不相当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され又はそのおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、その土地・建物の管理を行う**管理人**を選任してもらうことができる

→**補修工事やごみの撤去等も管理人にお願いできるように**

※管理人には、事案に応じて、弁護士・司法書士等のふさわしい者が選任されます

② 共有制度の見直し →共有者不明の共有物の利用の円滑化

裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度を創設

裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設

→**不明共有者がいても、共有物の利用・処分を円滑に進めることが可能に**

③ 相隣関係規定の見直し →ライフラインの設備設置権等の規律の整備

ライフラインを自己の土地に引き込むために、導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利があることが明らかにされるとともに、設置・使用のためのルール(事前の通知や費用負担などに関するルール)も整備

→**ライフラインの引き込みを円滑化し、土地の利用を促進**

④ 相続制度の見直し →長期間経過後の遺産分割の見直し

現行法の遺産分割は、相続開始時(被相続人の死亡)から何年経過しても、分割方法に制限はありません。(法定相続、指定相続、具体的相続 可能)。しかし遺産分割が長期間放置されると、関係者の記憶も薄れ、必要書類等の収集も困難になり、具体的相続分の算定は難しくなってしまいます。よって、今回、遺産分割長期未了状態の解消を促進する新たな仕組みが設けられました。

長期間経過後の遺産分割のルール

被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、**※具体的相続分**を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行うこととされた

※**具体的相続分**・・・相続人が被相続人から生前に受けた多額の贈与金や相続人による遺産の維持・増加に対する特別の寄与等を加味して修正した相続分



★新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されるが、図のように施行時から5年間の猶予期間が設けられる

★相続人全員が合意した場合は、10年経過後でも具体的相続分での分割が可能

詳細は法務省HP等でご確認下さい!!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。「インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）」（中小企業庁）を参考にしながら、免税事業者やその取引先の対応について理解を深めていきましょう。

免税事業者

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、消費税の納税義務が免除される制度の適用を受ける事業者。基準期間における課税売上高が1,000万円以下でも、所轄税務署長への事前届出により課税事業者となることができる。

簡易課税制度

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者について、売上げに係る消費税額に、業種ごとに定められた一定割合（みなし仕入率）を乗じることにより、仕入税額を計算する仕組み。適用を受けるためには所轄税務署長への事前届出が必要。

Q 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

A 売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

①売上先が消費者又は免税事業者である場合

②売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。



Q 売上先が上記の①②のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

A 免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります。

Q 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

A 課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

Q 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。

簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

Q 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

中小企業庁HP参照



7P『消費税インボイス制度対策セミナー』をご案内させて頂いております。ぜひご利用下さい！



Yメンタルクリニック

Y Mental Clinic

8月1日
新規開院



私たちの周りには新型コロナウイルスをはじめ、多くのストレスがあると言われています。その中で、皆さんが1週間以上かかえる悩みや問題、仕事上の人間関係やトラブル、なんか最近上手くいかない、という気持ちで眠れないなどありましたらご相談して下さい。

当クリニックは、みんなの「悩みごと・つらいこと相談所」と認識してただけましたら幸いです。もちろん「こんなことで受診してもいいのかしら...」「病気じゃないけど...」でも構いません。お気軽にお問い合わせ下さい。



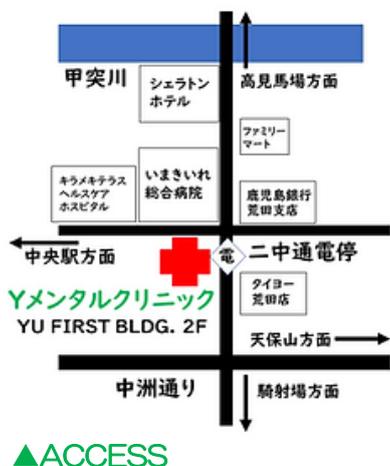
診療時間

- 受付時間
9:00~12:00 / 14:00~17:00
- 初診の受付時間
9:00~11:00 / 14:00~16:00
- 休診日: 木曜日・日曜日・祝日

※今後変更することもあります。ご了承下さい

Yメンタルクリニック

〒890-0054
鹿児島市荒田一丁目16番3号
YU FIRST BLDG. 2F
TEL 099-204-7671
FAX 099-204-9251



第19回 KSCセミナーのご案内

※新型コロナウイルス(COVID-19)感染予防のためライブ配信で開催します。

『消費税インボイス制度対策セミナー』～今準備すべきポイント～

▶ 研修内容及び講師 ◀

講師: 税理士 **石井 幸子** 先生



【講師プロフィール】

東京地方税理士会 横浜中央支部所属
平成15年税理士登録
勝島敏明税理士事務所(現:デロイトトーマツ税理士法人)ほかを経て
石井幸子税理士事務所を開業
主な著書に「消費税引き上げ・軽減税率・インボイス<業種別>対応ハンドブック」(日本法令、共著)
「欠損金の繰越し・繰戻し(法人税の最新実務Q&Aシリーズ)」(中央経済社、共著)など

【研修内容】

消費税インボイス制度「適格請求書等保存方式」が2023年10月1日より導入される予定です。この制度は、事業者請求書発行や会計処理などの大きな影響を与えます。そしてインボイス制度への対応が必要なのは課税事業者だけでなく、免税事業者の皆様も、制度の検討をした上で早めに準備を進めていく必要があります。インボイスの基礎知識だけでなく、導入に向けた対応をわかりやすく説明して頂きますので、ぜひご参加下さい。

★ 日時 : 令和4年9月22日(木) 15:00~16:30 ★ 開催概要は別紙をご覧ください。





九月は小笠原から沖縄、そして九州へと逃走した台風の動向を気にしながら始まりました。

ロシアのウクライナ侵攻から半年です。ロシアの文豪トルストイは、戦争は絶対に許されないという絶対的非戦論者として知られていて最近メディアなどで多くとり上げられています。戦争の悲劇を止めたいという意思が社会で共有化されている表れだと思いますが、今、この瞬間もウクライナだけではなく世界各地が痛ましい戦禍にあるという重い現実があります。個人の出来ることはあまりにも少ないのですが、その糸口のひとつをトルストイが書いた民話『人は何で生きるか』で見つけられます(※)。

題名が『人は何で生きるか』という問いかけですが、この話の中で『人間の中にあるものは何か』『人間に与えられていないものは何か』と合わせて三つの問がなされます。読者は物語を読みながらその答えを探すという構造です

天使ミハイルは罪を犯し、天界を追放されるときにこの三つの問を神様から与えられます。無力で哀れな人間として下界に落とされたミハイルは貧しい靴屋夫婦と出会い年月を重ねてその答を得るのです。

ここで書いてしまうと興覚めですが『人は何で生きるか』の答の部分抜粋して引用します。『すべての人は、彼らが自分で自分のことを考えるからではなく、人々の心に愛があることによって生きていっているのです』『(神様は) みんなが心を合わせて一つになって生きてゆくことを望んでいらっしゃるの人間一同にとって、自分のためにも一同のためにも必要なものはなんであるかということをお示しになっている』(訳：中村白葉)

お互いがお互いを慈しみ助け合う気持ちが『愛』であり、その『愛』があることで人々は生きていくことが出来ると物語を通じて説いているのです。

裸で凍えているミハイルを見かねて自らの外套を着せて家に連れて帰る貧しい靴屋が、それに腹を立てる妻にかける言葉が『お前の胸には神様はお留守かね?』(訳：北御門二郎)です。それをきっかけに妻にも慈愛の心が芽生えるのですが、私はこの台詞が気に入っています。

誰の心の中にもあるはずの『愛』とも『神様』とも表現される「善きもの」は、自分の状況に余裕がない時には力を失い消えてしまうような気がして、『神様がお留守』というのがまさにぴったりです。

「神様がお留守」になっている人が増えて相手を思いやり慈しむ心を失ってしまうと家庭も職場もひいては社会全体が殺伐としたものになり行きつく先が戦争なのかもしれません。

出来るだけ神様がお留守にならないように、お留守になっても早めに呼び戻せるように心掛け、まずは家族や友人など身近な相手から、そして会社や取引先など社会的なつながりのある相手に、そしてさらに社会全体へと『愛』を広げていくことが私たちにできる小さいけれど着実な取り組みであると思います。

さて、この基督教の『愛』は、仏教の『利他』に通ずると哲学者の梅原猛氏は先日亡くなった稲盛和夫氏との対談で述べています。稲盛和夫氏は稀代の名経営者であり常に『利他の心』を行動の根幹に置いていました。経営の面から人の生き方まで多くの面で学ぶところが多く、事務所でも個人的にも今後その教えを学んでいこうと思いを新たにしたところです。



美恵野

※NHKの番組『100分de名著forティーンズ』にこの8月取り上げられていて分かりやすくまとまっていた。テキストも出版されているのでご参考まで。

台風の匂いは土間の植木鉢

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所
〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所
〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所
〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

地域の夏祭りが3年ぶりに開催されました。夏祭りのメインの抽選会は無く、時間がかなり短縮された形ではありましたが、久しぶりの沢山の山の出店や大迫力の花火を子どもから大人まで楽しんでいました。入り口は2か所に限定され、来場者の名簿の作成、消毒や検温を行っていました。関係者の方々は、話し合いから準備、当日の対応まで、かなり大変だったのではないかと思います。子どもたちの「楽しかった」という笑顔を見て、開催に尽力して下さった方へ感謝の気持ちでいっぱいになりました。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

